

第10回 静岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年5月15日（金）18:00～18:30
会場 静岡庁舎新館8階 市長公室

次 第

- 1 開会
- 2 国及び県の情報 資料①【総務局】
- 3 感染症患者の発生状況等 資料②【保健福祉長寿局】
- 4 審議事項
 - (1) 市主催イベント等の開催に関する基本方針について . . 資料③【総務局】
 - (2) 市が所有する公共施設の再開について 資料④【総務局】
- 5 報告事項
 - (1) 学校の臨時休業期間の終了について 資料⑤【教育委員会】
- 6 その他
- 7 市長コメント
- 8 閉会

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第10回本部員会議

次 第

日時 令和2年5月15日(金)

午後2時45分から

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況 | 資料1 |
| (2) 政府の基本的対処方針の概要 | 資料2 |
| (3) ふじのくに基準に基づく本県の警戒レベル | 資料3 |
| (4) 緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針(案) | 資料4・5 |
| (5) 各部局からの報告 | 資料6・7 |

3 知事からの指示

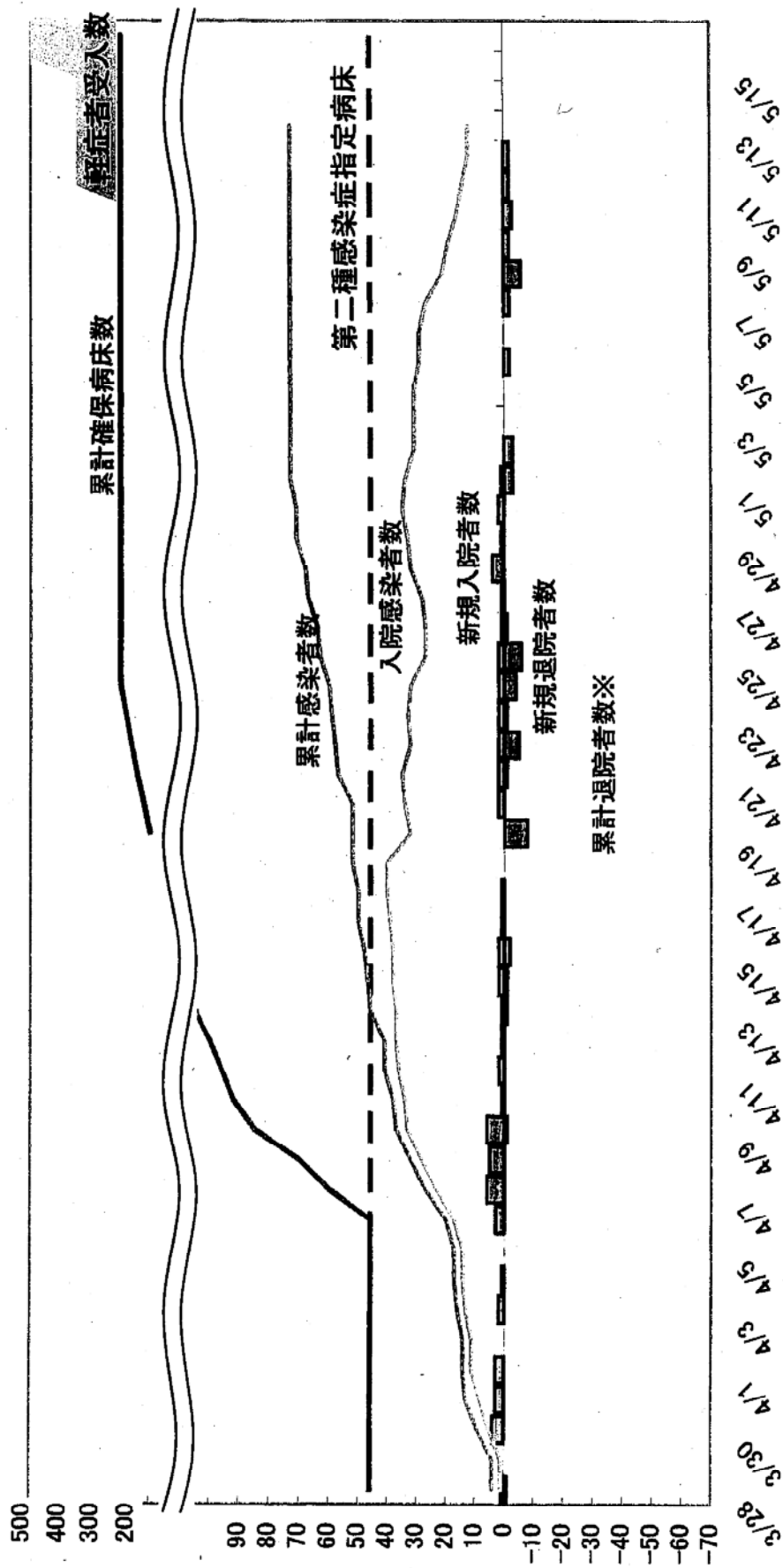
静岡県の新型コロナウイルス感染症対策の現状(令和2年5月14日)

感染症の状況(政令市を含む全県の状況)

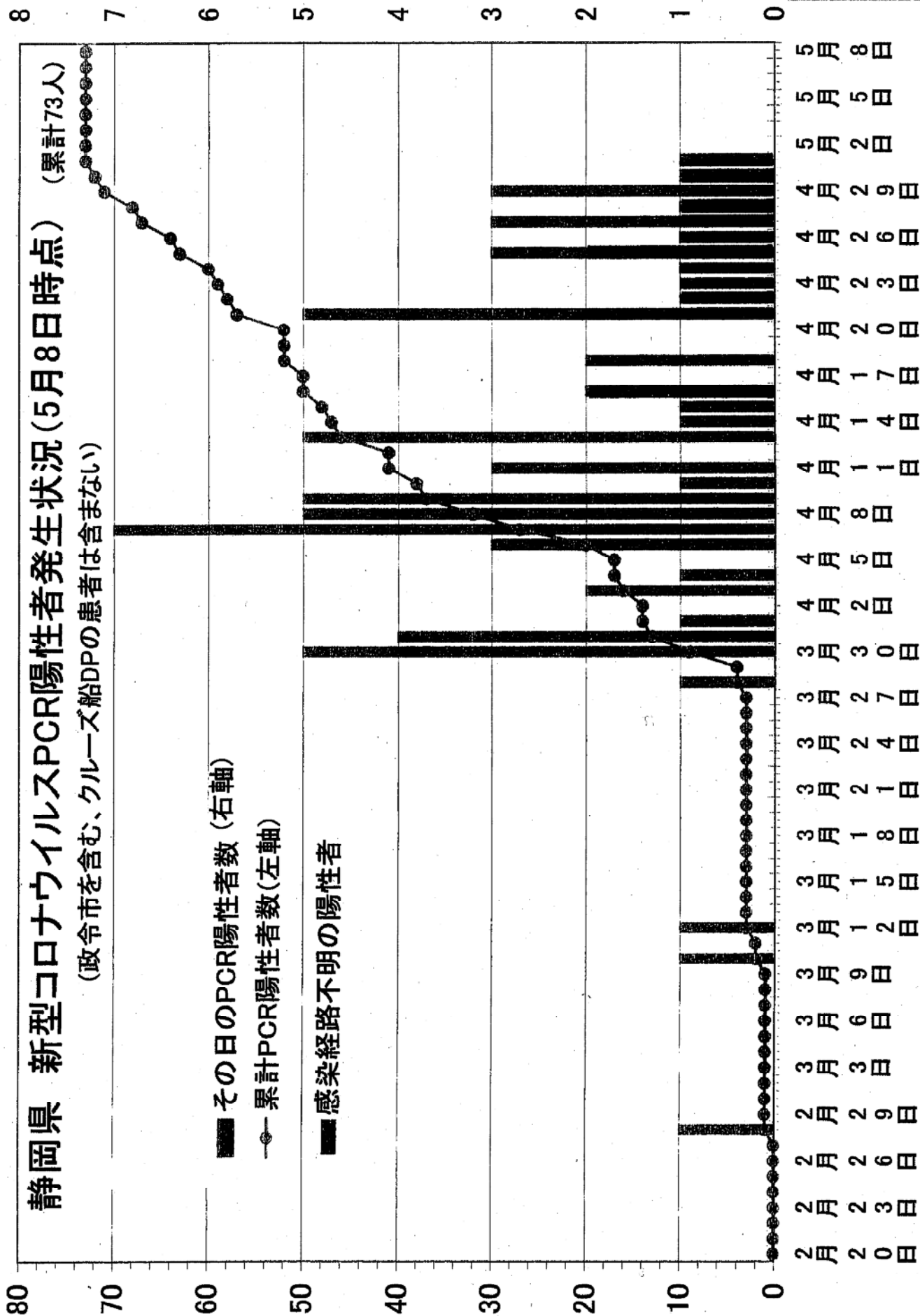
| 区 分 | 状 況 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------|-----------|------|-----|-------|------|------|------|-----|------|-----|------|
| 1 患者発生状況 | <p>県内発生患者 73 人</p> <p>月別新規患者数の発生状況(5/14 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2 月</th> <th>3 月</th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>10 人</td> <td>61 人</td> <td>1 人</td> <td>73 人</td> </tr> </tbody> </table> | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 合計 | 1 人 | 10 人 | 61 人 | 1 人 | 73 人 | | |
| 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 合計 | | | | | | | | | |
| 1 人 | 10 人 | 61 人 | 1 人 | 73 人 | | | | | | | | | |
| 2 入院者数 | <p>県内感染症指定医療機関等の入院状況(5/14 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在入院数</th> <th>感染症指定医療機関</th> <th>一般病院</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>3 施設</td> <td>3 施設</td> <td>6 施設</td> </tr> <tr> <td>患者数</td> <td>6 人</td> <td>5 人</td> <td>11 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔退院者数(自宅療養者、死亡退院含む) 62 人 自宅待機者数(入院調整中) 0 人</p> | 現在入院数 | 感染症指定医療機関 | 一般病院 | 計 | 医療機関数 | 3 施設 | 3 施設 | 6 施設 | 患者数 | 6 人 | 5 人 | 11 人 |
| 現在入院数 | 感染症指定医療機関 | 一般病院 | 計 | | | | | | | | | | |
| 医療機関数 | 3 施設 | 3 施設 | 6 施設 | | | | | | | | | | |
| 患者数 | 6 人 | 5 人 | 11 人 | | | | | | | | | | |
| 3 PCR検査件数 | <p>5,010 件(1/22 から 5/13 まで)</p> <p>行政検査分: 3,436 件 (県 1,460 件 静岡市 1,049 件 浜松市 927 件)</p> <p>民間検査分 1,574 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 21 件/日(行政検査のみ) ・ 4 月 1 日～30 日 平均 65 件/日(行政検査のみ) ・ 5 月 1 日～13 日 平均 44 件/日(行政検査のみ) ・ 5 月 1 日～13 日 平均 86 件/日(行政+民間) | | | | | | | | | | | | |
| 4 帰国者・接触者相談センター相談受付件数 | <p>38,304 件(2/10 から 5/13 まで)</p> <p>県 20,639 件 静岡市 7,411 件 浜松市 10,254 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均約 280 件/日 ・ 4 月 1 日～30 日 平均約 690 件/日 ・ 5 月 1 日～13 日 平均約 420 件/日 | | | | | | | | | | | | |
| 5 帰国者・接触者外来受診件数 | <p>1,872 件(2/10 から 5/13 まで)</p> <p>県 1,128 件 静岡市 247 件 浜松市 497 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 11 件/日 ・ 4 月 1 日～30 日 平均 40 件/日 ・ 5 月 1 日～13 日 平均 21 件/日 | | | | | | | | | | | | |
| 6 帰国者・接触者外来設置状況 | 33 医療機関に設置(5/13 現在) | | | | | | | | | | | | |
| 7 入院受入可能病床 | 200 床を確保 (第二種感染症指定医療機関及び一般医療機関) | | | | | | | | | | | | |

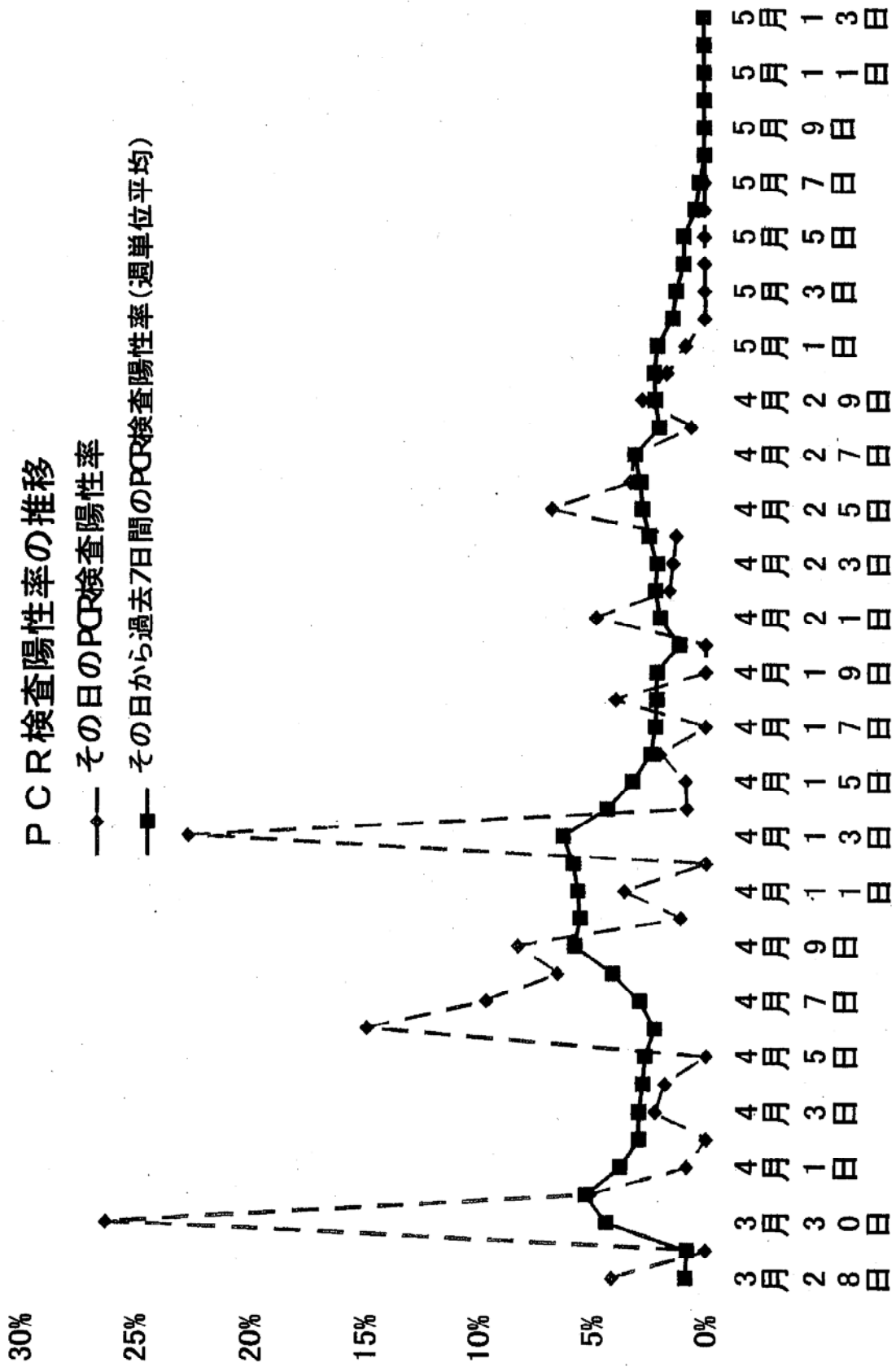
静岡県の感染者・入院者等の推移

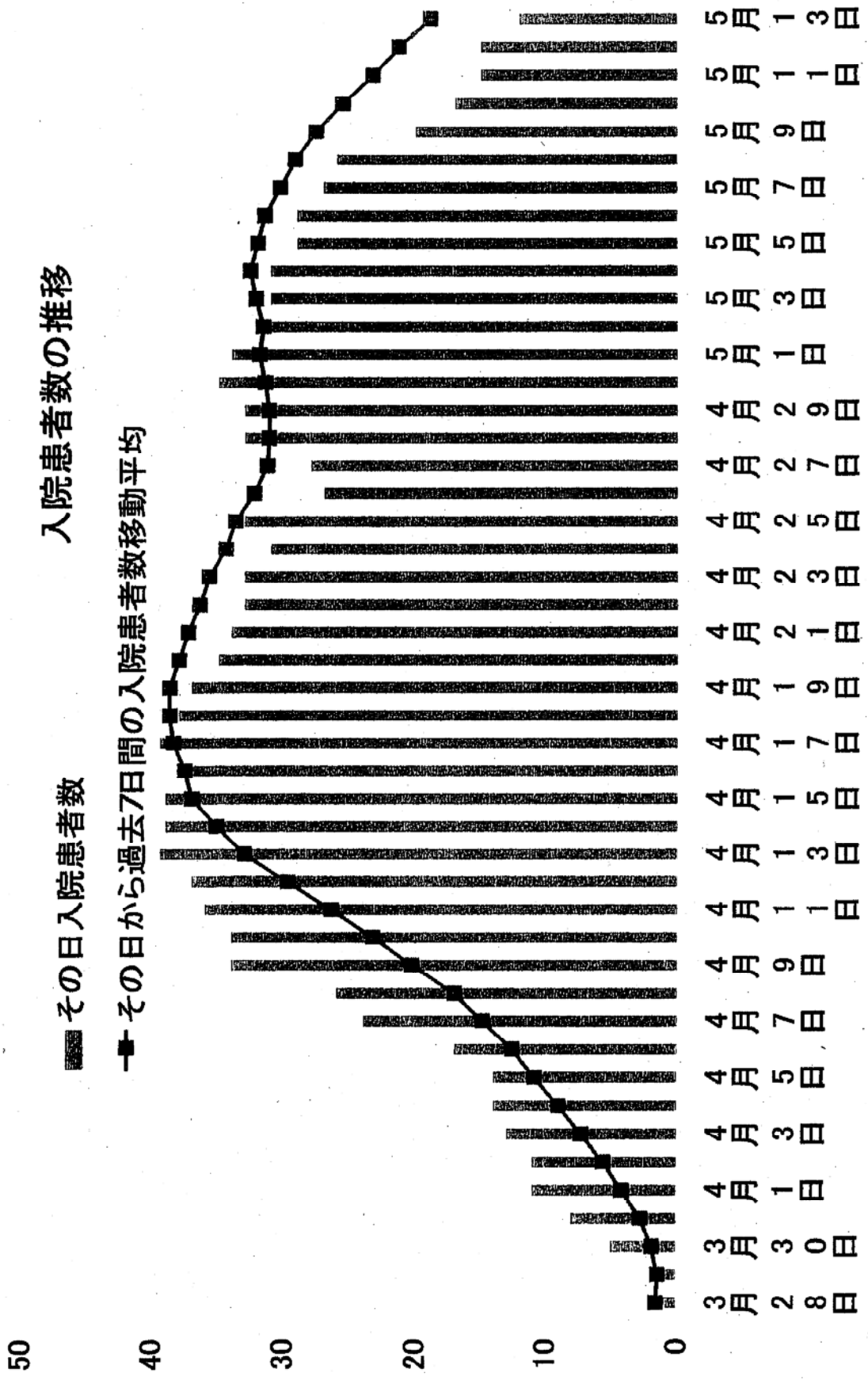
(2020年5月13日版)



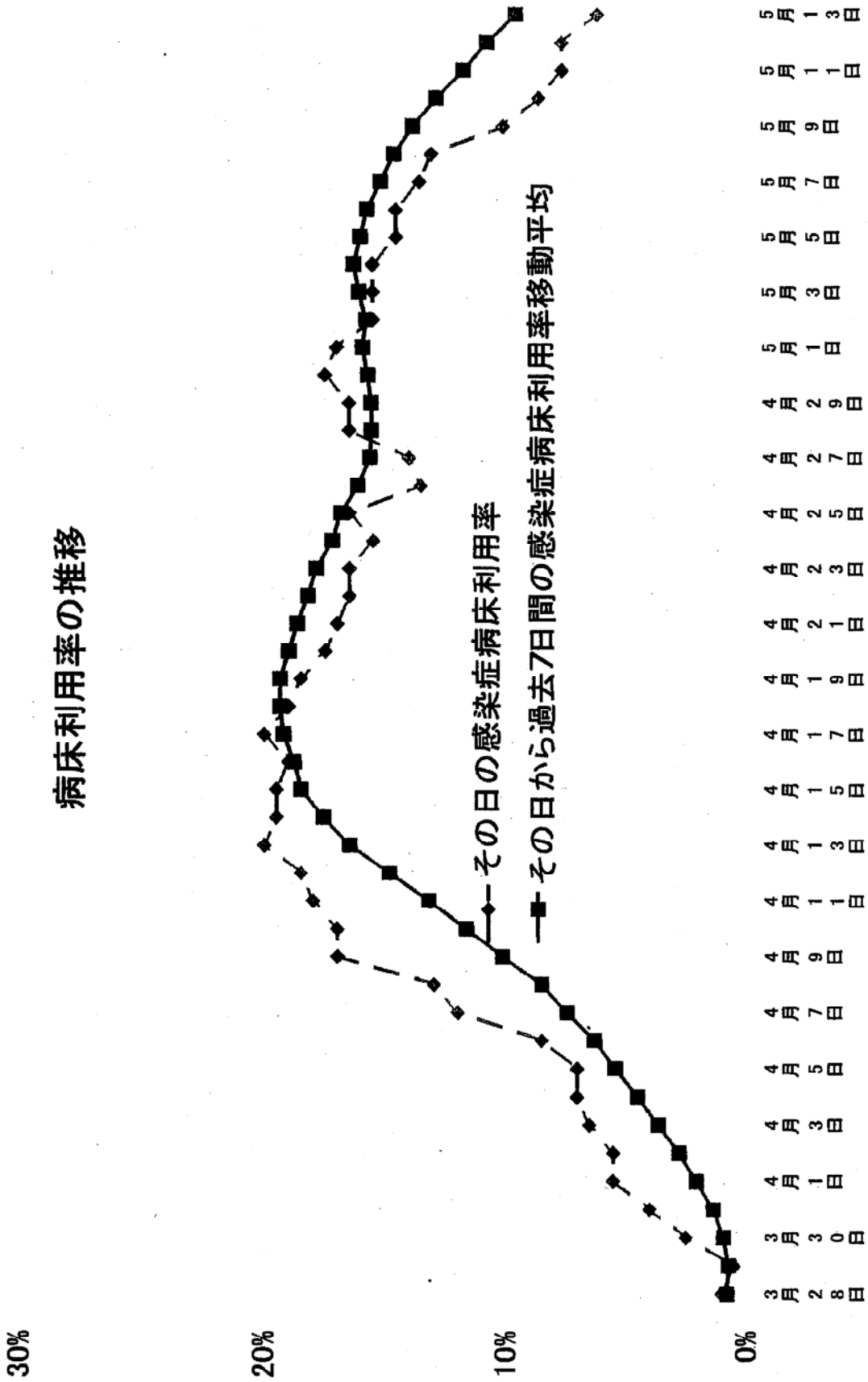
※ 累計退院者数には自宅待機中に陰転化した者及び死亡者(1人)を含む



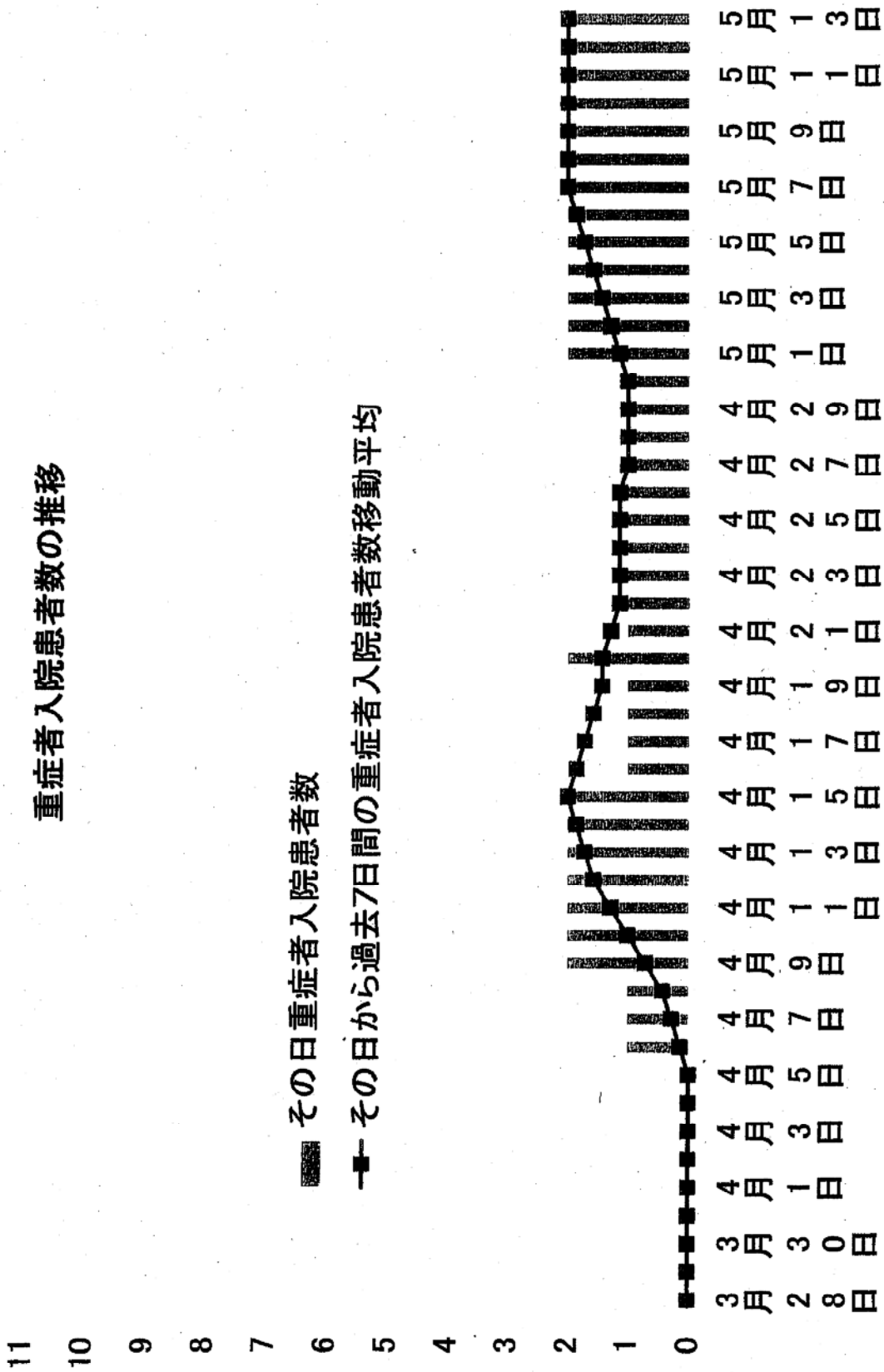




病床利用率の推移



重症者入院患者数の推移



(図表-2)

新型コロナウイルス感染状況把握のための評価指標と目安(暫定案)

1 感染拡大状況 専門家会議から助言を得て、県が感染流行期を判断

| 指標 | 感染拡大状況評価指標 (◎重点指標) | | | |
|---------|-------------------------------|--------------|-------------|----------|
| | ◎(1) | ◎(2) | (3) | (4) |
| 感染流行期 | 1週間の新規感染者数 (参考値:人口10万人あたり) | 1週間の感染経路不明者数 | 感染経路不明の感染者率 | PCR検査陽性率 |
| | 70人以上 (1.9人以上) | 50人以上 | 70%以上 | 7%以上 |
| | 14人以上 (0.38人以上) | 7人以上 | 50%以上 | 3%以上 |
| 2.感染限定期 | 14人未満 (0.38人未満) | 7人未満 | 50%未満 | 3%未満 |
| 1.感染休止期 | 4週連続0人 | 0人 | — | 4週連続0% |

指標の説明 : 過去7日間の累計もしくは平均で算出

感染流行期の説明

| |
|---------------------------|
| 新規感染者の発生が過大である状況 |
| 新規感染者の発生が増加傾向にある状況 |
| 新規感染者の発生が少数に限定されている状況 |
| 県内で新規感染者の発生が1か月程度認められない状況 |

上記5つの指標値が変動した際には、目安を参考にし、感染症対策専門家会議を開催し、感染拡大状況等について県に助言をいただく。

2 病床ひっ迫状況 専門家会議から助言を得て、県が病床のひっ迫状況を判断

| | |
|----------------------|---|
| (6) 病床利用率 | 単なる絶対値の評価ではなく、個々の医療機関の医療提供体制のひっ迫状況について、実情を踏まえて把握し判断 |
| (7) 重症者数(人工呼吸器装着患者数) | |

政府の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）の概要

1 要 旨

- 5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、本県を含む特定都道府県34県に、特定警戒都道府県である茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、福岡県の5県を加えた39県について、新規感染者の報告数がクラスター対策が十分に実施可能な水準にまで減少したとして、緊急事態宣言の対象区域から除外する決定を行った。
- 引き続き、特定警戒都道府県とされた、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県について、5月21日に再度中間評価を行って、解除の可否を検討する見込み。

2 緊急事態宣言から除外された39県（本県を含む）に求められる取組

(1) 住民への周知

- ・今後、持続的な感染防止対策が必要と見込まれることから、「新しい生活様式」の定着が図られるよう、国の専門家会議で示された実践例等を住民に周知

(2) 外出の自粛

- ・不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県など感染リスクの高い地域への移動、クラスターが発生している施設や「三つの密」のある場への外出を避けるよう呼びかけ

(3) 催物（イベント等）の開催制限

- ・全国的かつ大規模な催物等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請

(4) 事業者への働きかけ

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、人との接触を低減する取組の働きかけ、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけ

(5) 感染状況の監視

- ・感染の状況等を継続的に監視し、変化が認められた場合には、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけ

(6) 学校等の取扱い

- ・地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で段階的に学校教育活動を再開できるよう支援

「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」と行動制限

(図表-1)

| レベル | 警戒レベル | | 基本的行動内容 | |
|------------------|---------|---------|---|--|
| | 県内 | 県外 | 県内移動に関する行動制限 | 県外移動に関する行動制限 |
| 6 | | | 外出禁止を要請 | 禁止を要請 |
| 5 | | | 厳しい休業要請・外出自粛 | 不可 |
| 4 | | | 休業要請・不要不急の外出は控える (やむを得ず外出の場合は3密を避けるなど「新たな生活様式」の徹底) | 極力回避(注1) |
| 3 | 【注意】 | 【注意】 | 3密を避けるなど「新たな生活様式」の徹底 | 県内者の県外への移動は対象地域に応じ判断(注2) 県外者へは一部近隣県を除き原則自粛を要請(注3) |
| 2 | 【ほぼ日常】 | 【注意】 | 3密は極力避ける。衛生習慣の励行。感染弱者へ配慮 | 県内者は県外への移動をできる限り避ける 県外者へは一部近隣県を除き原則自粛を要請(注3) |
| 1 ₁₋₁ | 【ほぼ日常】 | 【ほぼ日常】 | 3密はできる限り避ける。衛生習慣の励行。感染弱者へ配慮 | 県境を越える移動可 |
| 1 ₀₋₁ | 【国内は日常】 | 【国外は注意】 | 県内に関する行動制限無し | ただし、感染者の多い地域への1地域からの移動は注意 国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り |
| | 【国内は日常】 | 【国外も日常】 | | 国外・国内のどここの関係でも行動制限無し |

(注1) 県境を跨ぐ移動については、対象地域を分類せず、国内全域を一律回避とする。

(注2) 対象地域の感染状況に応じ、行動を選択する。感染移行期以上にある地域への移動は極力回避する。

(注3) 一部近隣県とは、「累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県」。この県との県境を跨ぐ往来は新たな生活様式の徹底のもと可とする。

新型コロナウイルス感染症状況把握のための評価指標と目安(暫定案)

1 感染拡大状況 専門家会議から助言を得て、県が感染流行期を判断

| 指標 | 感染拡大状況評価指標 (◎重点指標) | | | |
|---------|-------------------------------|--------------|-------------|----------|
| | ◎(1) | ◎(2) | (3) | (4) |
| 感染流行期 | 1週間の新規感染者数 (参考値:人口10万人あたり) | 1週間の感染経路不明者数 | 感染経路不明の感染者率 | PCR検査陽性率 |
| 4.感染移行期 | 70人以上 (1.9人以上) | 50人以上 | 70%以上 | 7%以上 |
| 3.感染移行期 | 14人以上 (0.38人以上) | 7人以上 | 50%以上 | 3%以上 |
| 2.感染限定期 | 14人未満 (0.38人未満) | 7人未満 | 50%未満 | 3%未満 |
| 1.感染休止期 | 4週連続0人 | 0人 | — | 4週連続0% |

指標の説明 : 過去7日間の累計もしくは平均で算出

感染流行期の説明

| | |
|-------|---------------------------|
| 感染移行期 | 新規感染者の発生が過大である状況 |
| 感染移行期 | 新規感染者の発生が増加傾向にある状況 |
| 感染限定期 | 新規感染者の発生が少数に限定されている状況 |
| 感染休止期 | 県内で新規感染者の発生が1か月程度認められない状況 |

上記5つの指標値が変動した際には、目安を参考にして感染症対策専門家会議を開催し、感染拡大状況等について県に助言をいただく。

2 病床ひっ迫状況 専門家会議から助言を得て、県が病床のひっ迫状況を判断

| | |
|----------------------|---|
| (6) 病床利用率 | 単なる絶対値の評価ではなく、個々の医療機関の医療提供体制のひっ迫状況について、実情を踏まえて把握し判断 |
| (7) 重症者数(人工呼吸器装着患者数) | |

(暫定資料)

県境を跨ぐ人の移動の制限の内容(警戒レベル3「県内注意」「県外警戒」のとき)

| 到着地 | ①静岡県 | | ②累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県 (〇〇県、△△県) | ③累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県 | ④累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県 | ⑤特定警戒都道府県 |
|-------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------|
| 出発地 | ①静岡県 | ①静岡県 | ②累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県 (〇〇県、△△県) | ③累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県 | ④累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県 | ⑤特定警戒都道府県 |
| ①静岡県 | 新たな生活様式の徹底 | 新たな生活様式の徹底 | 新たな生活様式の徹底 | できる限り避ける | 自粛 | 極力回避を徹底 |
| ②累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県 (〇〇県、△△県) | 新たな生活様式の徹底 | 新たな生活様式の徹底 | — | — | — | — |
| ③累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県 | 自粛を要請 | 自粛を要請 | — | — | — | — |
| ④累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県 | 自粛を要請 | 自粛を要請 | — | — | — | — |
| ⑤特定警戒都道府県 | 極力回避を要請 | 極力回避を要請 | — | — | — | — |

実施方針における行動制限の決定システム…「ふじのくにシステム」 (令和2年5月15日 本部員会議 資料)

5月15日、同対策本部第10回本部員会議を開催し、5月16日以降を対象期間とする新たな「静岡県実施方針」を決定した。

実施方針における行動制限の決定システムとして、「ふじのくにシステム」を導入することとした。

1 システム導入の背景

静岡県は、特定警戒都道府県（以下「特定地域」という。）ではないが、特定地域に隣接・近接している。静岡県の感染状況は、感染が拡大する傾向は見られない（感染限定期）。しかし、静岡県が、特定地域よりも大きく行動制限を緩和した場合、特定地域との間で県境をまたぐ新たな人の動きが生じるおそれがある。

よって、本県の実施方針の決定に当たっては、県内の感染動向・医療提供体制の状況とともに、国の基本的対処方針や県外^(注)の感染動向と行動制限を考慮する必要がある。（注）県外：特定地域やその他の地域。地域によって感染動向が異なる。

行動制限は、社会経済活動に負担をかける一方、行動制限の緩和により感染が拡大した場合は、医療提供体制に負担を与える。また、県民が納得して行動制限に基づく行動をとるためには、その決定期理由が理解できるものであることが重要である。

よって、新たに「ふじのくにシステム」を導入することにした。

2 「ふじのくに基準」に基づく

「6段階警戒レベル」の決定と「行動制限」の決定システム…「ふじのくにシステム」

(1) システム導入の目的

「ふじのくにシステム」は、「6段階の警戒レベルと行動制限の全体像」及び「現在の警戒レベルの決定根拠」を見える化するものである。それは、現在の「警戒レベル」を示すとともに、その後も、感染状況等の動向を常に監視し、「ふじのくに基準」により、その時々々の動向を評価し、更新していくものである。また、「ふじのくにシステム」は、今後、経済社会活動の日常を取り戻す道筋を考える上で参考になるものでもある。

(2) システムの内容

◎〔6段階警戒レベルと行動制限の内容〕 図表－1

◎〔ふじのくに基準〕…「警戒レベル」を決定するための基準

判断基準1：感染拡大状況の指標値

- ①新規PCR陽性者数
- ②感染経路不明の新規PCR陽性者数
- ③新規PCR陽性者数中の感染経路不明者の割合(=②/①)
- ④PCR検査陽性率
- ⑤5人以上のクラスターの発生件数(家庭内感染を除く)

判断基準2：医療提供体制(病床ひっ迫状況)の指標値

- ⑥感染症病床利用率の推移
- ⑦重症者数の推移

①～⑦は、過去7日間の累計もしくは平均で算出。

判断基準3：国の基本的対処方針及び県外の感染動向と行動制限

◎〔新型コロナウイルス感染状況把握のための指標と目安(暫定案)〕 図表－2

「ふじのくに基準」の判断基準1、2を決定するための指標と目安

◎〔6段階警戒レベル〕…警戒レベルを設定するための図 図表－3

- ・警戒レベルを1～6の6段階で示す。
- ・ある時の「警戒レベル」は、「ふじのくに基準」により、県内評価値(1～4の4段階評価)、県外評価値(1～3以上の3段階評価)、国際評価値(1～2以上の2段階評価)を用いて決定する。
- ・毎週金曜日(変化があった時は即日)に、現在の警戒レベルを発表し、警戒レベルに応じた行動制限を呼びかける。

(3) 警戒レベルの決定方法

「ふじのくに基準」に基づき、次の手順で決定する。

①手順1…ふじのくに基準1、2の評価(県内評価値の決定)

「新型コロナウイルス感染状況把握のための指標と目安(暫定案)」(図表－2)に基づき、どの感染流行期かを決定する。評価に当たっては「静岡県感染症対策専門家会議」の意見を聞く。

(例) 県内評価値「3」(感染限定期)とする

②手順2…ふじのくに基準3の評価(県外評価値の決定)

特定地域など県外の感染状況等から、県外評価値を決定する。

(例) 県外評価値3以上(感染移行期以上)とする

③手順3…「ふじのくに基準」に基づく「6段階警戒レベル」の図（図表-3）において、県内評価値及び県外評価値から警戒レベルを決定する。

（例）警戒レベル3「県内は注意」「県外は警戒」とする

④手順4…「警戒レベルと行動制限」の図（図表-1）に基づき、警戒レベル3の時の行動制限内容を「実施方針」の行動制限の基本とする

（4）5月15日現在の「警戒レベル」…レベル3

①基準1、2の評価

⇒ 県内評価値3（感染限定期）とする

②基準3の評価

近隣県の感染動向については、愛知県が特定地域外となったが、東京都や神奈川県は、新規感染者は減少傾向にあるものの感染状況は厳しい状況にある。

⇒ 評価値3以上（感染移行期以上）とする

③総合評価

①、②から総合的に評価し、警戒レベル3と決定する^(注)

（注）警戒レベル3となった要因

静岡県及び全国において、大型連休を感染拡大防止の正念場と位置付け、本県では、4月25日（土）から休業要請などの厳しい行動制限を要請し、5月5日には一部緩和した休業要請を5月17日まで継続した。これによって、休業要請以前に比べ、県内においても人出が大幅に縮減された。

4月23日及び5月5日は、警戒レベルは「レベル4」であったが^(注)、5月15日、「レベル3」に下げることができたのは、県民全員参加の努力の賜物である。（注）ふじのくに基準に基づく事後評価の結果

3 警戒レベル3の行動制限

- ・県内における移動等に関しては、「新たな生活様式」を実践する。感染に注意の上の外出は可能である。感染弱者が多数いることへの配慮が必要。
- ・県境を越えた人の移動については、対象地域に応じ設定する。東京都、神奈川県が依然として特定地域であることから、この地域との県境を越えた人の移動は、極力回避を要請する。今回、特定地域外となった地域は、県によって状況は異なるが、市中に「見えない感染者」がいる確率は静岡県に比べ高いところが多い。それらの地域との不要不急の往来はできる限り自粛する。近隣県で累計の感染者数が少なく感染が限定的となっている県については、往来は注意しつつ可とする。

4 今後の方向性

4月25日から今日までの行動制限と、県民、施設運営者、医療関係者等の御協力、御尽力により、5月18日以降の行動制限を大幅に緩和することができた。（警戒レベル4→3）しかし、万が一、医療機関、福祉施設、学校等で、クラスターが発生した場合には、警戒レベルを引き上げ、再び、休業要請等の厳しい行動制限の必要が生じるおそれもある。引き続き、油断することなく、過度におそれることなく、新たな行動様式などにより、感染防止を習慣とする行動を県民の皆様をお願いする。

県内外の感染のまん延状況等は、日々変化する。今後とも、「ふじのくに基準」に照らし、「警戒レベル」を更新し、そのレベルに応じ、実施方針を見直していく。

緊急事態措置の指定区域除外に伴う 静岡県実施方針

令和 2 年 5 月 15 日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表され、本県が緊急事態宣言の指定区域から除外された。

しかし本県の感染状況は収束したものではなく、また、特定警戒都道府県（以下「特定地域」という。）に隣接・近接していることから、本県が、特定地域との間の行動制限を緩和した場合、特定地域からの県境を跨ぐ新たな人の動きが生じるなどのおそれがあり、引き続き、警戒が必要である。

昨日の県の感染症対策専門家会議の検討結果等を踏まえ、県内の感染状況・医療提供体制を評価する指標値などを用いた「ふじのくに基準」に基づき、現在は「6段階警戒レベル」の「警戒レベル3」にあるとし、以下の方針により、本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

今後は、今般導入した「ふじのくにシステム」を用いて、県内外の動向を継続的に監視・評価し、警戒レベルを時点更新の上、「実施方針」を適時に見直していく。

1 対象とする期間

令和 2 年 5 月 16 日（土）からとする。

2 対象とする区域

静岡県全域

3 警戒レベル

警戒レベル 3（県内は注意、県外は警戒）

4 実施する内容

（1）休業要請

県知事が、特別措置法に基づき実施している、遊興施設等、運動・遊技施設に対して行う休業要請は5月17日までとし、5月18日以降は解除する。

(2) 全体（県内で行う行動、県外に関する行動共通）

○「新しい生活様式」への移行、継続（別添資料1）

県民に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底・定着を呼びかける。

事業者に対し、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

(3) 県内で行う行動に関する行動制限の要請

①外出の自粛

繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場については、外出を避けるよう呼びかける。

それ以外の外出については、「新しい生活様式」を徹底した上での外出は自粛を求めない。

②催物等の開催の自粛要請等

全国的かつ大規模な催物等の開催については、主催者が感染リスクを評価し、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上での開催など、適切な対応を行えば開催可能とする。

③施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに策定されたガイドライン等（別添資料2）を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう、強く要請する。

とりわけ、特定地域からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」をつくらないことなど感染防止策の徹底を強く呼びかける。

(4) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請

特定地域など相対的にリスクの高い都道府県への移動、その地域からの来訪については、極力回避するよう要請する。

感染状況が限定的な近隣県については、県内移動に準ずる形で可とする。

その他の県との往来については、感染状況を踏まえて、できる限り避けるように呼びかける。

- (5) 「ふじのくに基準」に基づく監視体制と「警戒レベル」の更新・発表
「ふじのくに基準」に基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、その変化が認められた場合は、「警戒レベル」を変更し、適切な対応を行う。

県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染拡大が懸念される場合は、同基準に照らして「警戒レベル」を引き上げ、法第24条第9項に基づく措置等を実施する。

(6) 医療提供体制

現時点ではクラスターの発生など、感染の急速な拡大の恐れが否定できないことから、再度の感染拡大を早期に把握し、命を守るとともに、医療提供体制の確保に資するため、医師の判断に基づくPCR検査等を積極的に実施する。

医療機関によるECMOや人工呼吸器等、治療に必要な機器の整備を促進するとともに、第2波に備え医療資材・衛生資材の確保を行う。

(7) 学校教育活動

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという教育委員会による学校再開の方針を支援する。

(8) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進

危機管理においては、自助・共助・公助が重要である。

県内の生産者、販売者、施設管理者などにおいては、需要の大幅な縮小によって、大変厳しい状況、死活問題となっている。

これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイ・シズオカの実践をお願いする。

また、県内の感染状況等に留意しつつ、県内における社会経済活動の日常化への取組を支援する。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための留意点（遊興施設等、遊技施設、屋内運動施設関係）

- ・施設の使用を再開する際には、施設での感染拡大予防対策を行うことが重要になります。
- ・特に遊興施設等、遊技施設、屋内運動施設については、これまでに国内で集団感染が発生した事例もあることから、感染拡大防止対策の徹底が大変重要になります。
- ・これらの施設の再開に当たっては、国において示された「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」や「新しい生活様式」の実践例、各業界団体が策定した業種別ガイドライン（別添参照）のほか、下表の感染拡大防止対策（例）などを参考にして、それぞれの業種や業態、施設の規模などを踏まえ、必要な対策を講じるようお願いします。
- ・万一、施設において感染事例が発生した場合は、直ちに休業するとともに、保健所と相談のうえ、消毒等の必要な対策を実施してください。

<参考>感染拡大防止対策（例）

| 区分 | 感染拡大防止対策 | 具体的な取組の例 | |
|------------------------|----------|--|---|
| 3 密 対 策 | 密閉対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備の整備により、必要換気量を確保する。 ・換気設備の整備が難しい場合、他の手段により必要換気量を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要換気量：一人当たり30㎡/時を目安（厚生労働省労働基準局通知）として確保する。 ・定期的に、窓を全開にする。（例 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開） |
| | 密集対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・同時に多数の人が集まることを回避する。 ・密集する機会を回避する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入場者数を制限する（施設内が密にならないようにする）。 ・時間帯ごとに予約制とする。 ・一定時間（例2時間以内）での退店制とする。 ・入退店の動線を一方通行にする。 |
| | 密接対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的距離を確保する。 ・客同士（従業員同士、従業員と客）の過度の接触を控える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入退店時（行列含む）の間隔を確保する。（マスク着用の上、できるだけ2mを目安） ・座席の間隔を空ける。 ・レジ等にアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。 ・入場者数を制限するなどして、一人当たり概ね3㎡の専用面積を確保する。 ・大声での会話を控える。そのため、BGMや機械等の効果音を最小限にする。 ・歌を歌う場合は、周囲とある程度の距離を確保する。 ・飲食を提供する場合、お酌や回し飲み、大皿での食事提供を控える。 |
| その 他 の 対 策 | 施設の衛生対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員と客の手洗いや手指消毒を実施する。 ・トイレその他の共用スペースの衛生対策を徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員：業務開始前やトイレの利用後などに手洗いや手指消毒を徹底する。 ・客：入口等に手指消毒液等を設置し、利用を促す。 ・共有タオルなどは使用しない。 ・定期的に、消毒・清掃をする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【消毒・清掃の際の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒・清掃時は、マスク・手袋を着用 ・鼻水や唾液等のついたゴミは、ゴミ袋に入れて密閉 ・消毒・清掃後に手洗い </div> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙スペースの使用を制限する。（喫煙スペースがある場合） ・休憩スペースの衛生対策を徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一度に使用する人数を制限する。 ・定期的に、消毒・清掃をする。 ・一度に利用する人数を制限する。 ・対面で食事や会話をすることを禁止する。 ・定期的に換気をする。 ・定期的に、消毒・清掃をする。 |
| | 体調確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員と客の体調を確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員：業務開始前に検温と体調確認をし、発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合、軽度であっても、出勤を停止する。 ・客：発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合、入店を控えるよう促す。 |
| | | | |

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

| 屋外 | | 屋内 | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|---------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|-----------------------------|-------------|--|
| 運動施設 (屋外) | 公園 | 映画館 公会堂 演芸場等 | 物品販売業 (スーパー等) | 博物館 美術館 図書館 | 理美容 ほか対人 サービス業 | 学校 学習塾 | 公共交通 | 飲食店 | |
| 密接 | ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限 | 入場人数の制限・ 滞在時間の制限 | 滞在時間の制限 | 滞在時間の制限 | 小人数で 滞在時間の 制限 | 乗車人数 制限・ 時差通勤 | 入場人数の 制限・滞在 時間の制限 | | |
| 密集 | 接触 スポーツの 制限 | 四方を 空けた 席配置 | レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等) | 四方を 空けた 席配置・ 展示配置の 工夫 | 四方を 空けた 席配置 | 四方を 空けた 席配置 | 座席間隔 に留意・ 真正面は避 ける | | |
| 密閉 | — | 密の注意 喚起掲示 | 頻繁な換気（窓開け、扇風機） | | | | | | |
| マスク着用 | | | | | | | | | |
| 衛生 対策 その他 | スポーツ後 の飲み会等 は控える | — | 入場時手指衛生 | | | こまめな 手洗い | — | 入場時 手指衛生 | |
| 共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス | | | | | | | | | |
| （滞在時間が長い場合）入場時体調チェック | | | | | | | | | |
| 従業員の手洗いや手指消毒、3密対策、休憩や食事の分散 | | | | | | | | | |

【出典】緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）

催物（イベント等）の開催における留意点

- 全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期など慎重な対応が必要
- イベント開催の可否を判断するに当たっての、当面の目安
 - ・屋内 100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
 - ・屋外 200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できること
- 適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施した上で、開催すること
- イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけること
- ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること
- イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること

【出典】緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

本表は、業種別ガイドラインを策定した業種と団体の一覧である。

【出典】国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第14回）資料

業種別ガイドラインについて

| | 業種 | 団体名 | 担当省庁名 | |
|----|----------------------------------|---|------------------|-------|
| 1 | ①劇場、観覧場、 映画館、演芸場 | 公益社団法人 全国公立文化施設協会 | 文部科学省 | |
| 2 | | 全国興行生活衛生同業組合連合会 | 厚生労働省 | |
| 3 | | 一般社団法人 日本映画製作者連盟 | 経済産業省 | |
| 4 | ②集会場、公会堂 | 公益社団法人 全国公民館連合会 | 文部科学省 | |
| 5 | ③体育館、水泳場、 ポーリング場、 運動施設、遊技場 | 公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 | 文部科学省 | |
| 6 | | 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ | 文部科学省 | |
| 7 | | 一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会 | 経済産業省 | |
| 8 | | 公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟 | 経済産業省 | |
| 9 | | 公益社団法人 日本テニス事業協会 | 経済産業省 | |
| 10 | | 一般社団法人 日本アミューズメント産業協会 | 経済産業省 | |
| 11 | | 一般社団法人 全日本指定射撃場協会 | 警察庁 | |
| 12 | | 全国麻雀業組合総連合会 | 警察庁 | |
| 13 | | 全日本遊技事業協同組合連合会 | 警察庁 | |
| 14 | | ④博物館、美術館、 図書館 | 公益財団法人 日本博物館協会 | 文部科学省 |
| 15 | | | 公益社団法人 日本図書館協会 | 文部科学省 |
| 16 | | ⑤自動車教習所、 学習塾等 | 公益社団法人 全国学習塾協会 | 経済産業省 |
| 17 | | | 全日本指定自動車教習所協会連合会 | 警察庁 |
| 18 | 全国届出自動車教習所協会 | | 警察庁 | |
| 19 | ⑥インフラ運営 | 一般社団法人 建設電気技術協会 | 国土交通省 | |
| 20 | | 一般社団法人 全国LPガス協会 | 経済産業省 | |
| 21 | | 全国石油商業組合連合会 | 経済産業省 | |
| 22 | | 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 | 国土交通省 | |

| | | | |
|----|----------|---|-------|
| 23 | | 一般社団法人 日本下水道施設管理業協会 | 国土交通省 |
| 24 | | 東日本高速道路株式会社 | 国土交通省 |
| 25 | | 中日本高速道路株式会社 | 国土交通省 |
| 26 | | 西日本高速道路株式会社 | 国土交通省 |
| 27 | | 首都高速道路株式会社 | 国土交通省 |
| 28 | | 阪神高速道路株式会社 | 国土交通省 |
| 29 | | 本州四国連絡高速道路株式会社 | 国土交通省 |
| 30 | ⑦ 飲食料品供給 | 一般財団法人 食品産業センター | 農林水産省 |
| 31 | | 公益社団法人 中央畜産会 | 農林水産省 |
| 32 | | 公益社団法人 大日本農会 | 農林水産省 |
| 33 | | 一般社団法人 日本林業協会 | 農林水産省 |
| 34 | | 全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会 | 農林水産省 |
| 35 | | 全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会 | 農林水産省 |
| 36 | | 一般社団法人 日本加工食品卸協会 | 農林水産省 |
| 37 | | 一般社団法人 日本外食品流通協会 | 農林水産省 |
| 38 | | 全国給食事業協同組合連合会 | 農林水産省 |
| 39 | | 一般社団法人 日本給食品連合会 | 農林水産省 |

| | | | |
|----|-------------------|---|----------------|
| 40 | ⑧食堂、レストラン 喫茶店等 | 一般社団法人 日本フードサービス協会 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 | 農林水産省 厚生労働省 |
| 41 | ⑨生活必需物資供給 | オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会 | 経済産業省 農林水産省 |
| 42 | | 大手家電流通協会 | 経済産業省 |
| 43 | | 日本書店商業組合連合会 | 経済産業省 |
| 44 | | 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合 | 経済産業省 |
| 45 | | 全国商店街振興組合連合会 | 経済産業省 |
| 46 | ⑩生活必需サービス | 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟 | 厚生労働省 国土交通省 |
| 47 | | 一般社団法人 日本ホテル協会 | 国土交通省 |
| 48 | | 一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等 | 経済産業省 |
| 49 | | 全国質屋組合連合会 | 警察庁 |
| 50 | ⑪ごみ処理 | 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター | 環境省 |
| 51 | ⑫冠婚葬祭 | 公益社団法人 日本プライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 | 経済産業省 |

| | | | |
|----|--------|---|-------|
| 52 | ⑬メディア | 日本放送協会 | 総務省 |
| 53 | | 一般社団法人 日本民間放送連盟 | 総務省 |
| 54 | | 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 | 総務省 |
| 55 | | 一般社団法人 日本コミュニティ放送協会 | 総務省 |
| 56 | | 一般社団法人 衛星放送協会 | 総務省 |
| 57 | ⑭金融 | 一般社団法人 全国銀行協会 | 金融庁 |
| 58 | | 日本証券業協会 | 金融庁 |
| 59 | ⑮物流、運送 | 鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等） | 国土交通省 |
| 60 | | 公益財団法人 日本バス協会 | 国土交通省 |
| 61 | | 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 | 国土交通省 |
| 62 | | 一般社団法人 全国個人タクシー協会 | 国土交通省 |
| 63 | | 公益社団法人 全日本トラック協会 | 国土交通省 |
| 64 | | 日本内航海運組合総連合会 | 国土交通省 |
| 65 | | 一般社団法人 日本旅客船協会 | 国土交通省 |
| 66 | | 一般社団法人 日本船主協会 | 国土交通省 |
| 67 | | 一般社団法人 日本外航客船協会 | 国土交通省 |
| 68 | | 日本船舶代理店協会 | 国土交通省 |
| 69 | | 外航船舶代理店業協会 | 国土交通省 |
| 70 | | 定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会 | 国土交通省 |
| 71 | | 一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会 | 国土交通省 |
| 72 | | 一般社団法人 日本倉庫協会 | 国土交通省 |
| 73 | | 一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会 | 国土交通省 |
| 74 | | 公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合 | 国土交通省 |
| 75 | | 全国トラックターミナル協会 | 国土交通省 |

| | | | |
|----|------------|-------------------|------------------|
| 76 | | 一般社団法人 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |
| 77 | ⑯製造業全般 | 一般社団法人 日本造船工業会 | 国土交通省 |
| 78 | | 一般社団法人 日本中小型造船工業会 | 国土交通省 |
| 79 | | ⑰オフィス事務全般 | 一般社団法人 日本経済団体連合会 |
| 80 | ⑱企業活動、治安維持 | 一般社団法人 全国警備業協会 | 警察庁 |
| 81 | ⑲行政サービス | 日本公証人連合会 | 法務省 |

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

緊急事態宣言の解除を踏まえた県内経済活動の再開について（案）

1 県の考え方

5月14日、政府により、特措法に基づく緊急事態宣言が発出されていた、静岡県を含む39県で宣言が解除された。今後は新型コロナウイルス感染症に係るリスクの状況等を勘案しながら、感染症防止対策と社会経済活動の両立を図っていく必要がある。

- この点に関して、県では、地域の実情や産業特性等を踏まえた判断が不可欠であることから、経済界、労働界の有識者から御意見等を伺った。
- メンバーは、平成23年に、リーマンショック（平成20年）に続き発生した東日本大震災（平成23年）の影響により、失業者が激増した経済危機に際して県が設置した「静岡県雇用創造県民会議」の経済団体・労働者団体の代表者の方々である。
- 今後も、この会議を改組する形で、新たな経済危機をもたらした「新型コロナウイルス感染症」に係る経済・雇用対策への御意見・御提言をいただき、県の政策決定に反映させていく。

2 各有識者の見解要旨

- 新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の両立を図っていくことが重要である。特に第2波、第3波の到来を防ぐことが大切。
- 国民、県民の新型コロナウイルス感染症に対する恐れや不安が解消されない限り、緊急事態宣言が解除されても、以前のような消費行動にはすぐには戻れない。国民や県民の恐れや不安の解消のためにも、治療薬やワクチンの開発、医療体制の一層の充実が必要である。
- 飲食、小売、宿泊、観光・レジャー産業などが大きな影響を受けており、東京等の特定警戒地域などとの移動・交流等は厳しい。県域内での経済活動をまず支援していく必要がある。県民相互が安全に注意しながら、助け合っていくことも重要である。
- 業種・業態によって状況は異なっている。製造業などはグローバルな需給関係の落ち込みやサプライチェーンの問題もあり、それぞれの業種・業態の状況にきめ細かく目配りしていく必要がある。
- ポストコロナの社会は、間違いなく消費行動や企業の事業形態が変化する。規制緩和が加速化し、雇用の変化も大きなものに。それらを見据えた「非接触・遠隔」型の新たな事業展開やテレワークなどの働き方改革の推進や3つの密を避ける新しい生活様式の定着などを進めていく必要がある。

令和2年5月15日

県立学校における教育活動

県教育委員会

1 概要

5月31日まで休校している県立学校の教育活動を前倒して再開する。

2 再開時期等

(1) 県立高等学校

| 区 分 | 概 要 |
|--------|--|
| 再開時期 | 5月25日(月)〈一斉再開〉 ただし、各学校においては、5月18日(月)から登校日等を設け、学校再開に向けた準備を進める。 |
| 3密対策 | ・時差通学や短縮授業の実施 ・可能な範囲での少人数学習の実施 ・可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気 等 |
| 学習指導支援 | ・臨時休業における不足授業日数を補うため、長期休業の短縮や土曜授業を実施する。 ・放課後補習や土日の家庭学習で使用できる動画等の学習コンテンツの作成と配信 |
| 心のケア | 担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による相談体制を構築し、生徒の心身の健康保持及び保護者への助言等に努める。 |
| 部活動 | 6月1日(月)から段階的に再開する。 |

(2) 県立特別支援学校

| 区 分 | 概 要 |
|--------|--|
| 再開時期 | 5月25日(月)〈分散登校による再開〉 ・スクールバスや教室での3密回避のため分散登校とする。 ・分散登校の期間は1学期の間とする。(6月中旬に分散登校の解除等について検討する。) |
| 3密対策 | ・児童生徒等の席は可能な限り距離を確保(1~2m) ・可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気 等 |
| 学習指導支援 | 臨時休業、分散登校期間における不足授業日数を補うため、長期休業を短縮して授業を実施する。 |
| 心のケア | 担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による相談体制を構築し、児童生徒等の心身の健康保持及び保護者への助言等に努める。 |

3 感染予防対策

- (1) 毎朝の検温等家庭と連携した健康観察の実施
- (2) 登校前に体温を確認出来なかった児童生徒等は保健室等での検温等の確認
- (3) 手洗いや咳エチケット(マスクの着用等)の徹底
- (4) 学校医及び学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備
- (5) 児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり等)の消毒
- (6) 免疫力を高めるための十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事の指導
- (7) 会食時には机の向きを工夫したり会話を控えたりする対応を指導
- (8) 個人のごみの持ち帰り等の指導
- (9) 教職員や保護者への感染予防の注意喚起

令和 2 年 5 月 15 日

経済的に困窮している学生等への支援

(経営管理部、スポーツ・文化観光部、経済産業部)

1 静岡県立大学による学生アンケートの結果

- 実施期間 令和 2 年 4 月 24 日～5 月 1 日
- 回答数 静岡県立大学の学生 1,604 人
- 主な集計結果
 - ・アルバイトをしていた者の内、収入が減少した者 85%
 - ・学生生活を支えている収入の内、アルバイト収入が 5 割を超える者 18%
 - ・経済的な理由で学業継続に非常に不安を持つ者 11%
 - ・経済的な理由で学業継続に不安を持つ者 12%
 - ・経済的な理由で学業継続に少し不安を持つ者 17%

} 40%

2 国の制度

(1) 高等教育の修学支援新制度

- ・非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生が対象
- ・給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度
- ・コロナの影響で家計が急変した場合は、既に納付した授業料についても一部返還

(2) 日本学生支援機構の貸与型奨学金

- ・幅広い世帯の学生が対象 (目安年収約 1,670 万円以下)
- ・家計急変後の収入見込で審査し、既に借り入れしている者は増額が可能

※制度の詳細及び上記以外の制度については別紙 1 のとおり。

3 県立の大学における取組状況

| | |
|--------------|--|
| 県大 | <ul style="list-style-type: none"> ○授業料の一括納付が困難な学生に対する分納制度 ○国制度の対象とならない、私費留学生、大学院生に対する授業料減免制度 ○WiFi ルーターを学生に無料で貸出し (4 月補正予算対応) <新規対策> ○国の給付等が待てない学生を対象に緊急に資金を貸与 (上限 10 万円 無利子) ○学生支援に関するプロジェクトチームの設置 |
| 文芸大 | <ul style="list-style-type: none"> ○授業料の一括納付が困難な学生に対する分納制度 ○国制度の対象とならない、私費留学生、大学院生に対する授業料減免制度 ○学内に無線アクセスポイントを増設 (4 月補正予算対応) |
| 農林環境 専門職大 | <ul style="list-style-type: none"> ○授業料の一括納付が困難な学生に対する分納制度 ○大学内への立入りを原則禁止とし、遠隔授業を実施 |

※その他の大学の取組状況については別紙 2 のとおり。

4 今後の対応

(1) 本県独自の支援策

新型コロナウイルス感染症によりアルバイト先が休業するなど困窮している大学生等を、短期間の会計年度任用職員として任用し、支援する。

| | |
|------|---|
| 期 間 | 任用開始から概ね 8 月末までの間 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス関連業務 ②新型コロナウイルスの影響で滞っている業務 |

(2) 支援制度等の周知徹底

ふじのくに地域・大学コンソーシアムや各種 SNS 等を活用し、国の制度や本県の支援策をパッケージとして学生に周知していく。

1 現在利用できる主な制度

(1) 高等教育の修学支援新制度

| | |
|-----|---|
| 対象 | 非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 |
| 概要 | ・ 給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合は、既に納付した授業料についても一部返還される |
| 申込先 | 各大学等の窓口 |

(2) 日本学生支援機構の貸与型奨学金

| | |
|-----|---|
| 対象 | 幅広い世帯の学生（目安年収約 1,670 万円以下） |
| 概要 | ・ 第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金 ・ 家計が急変した場合は、急変後の収入見込で審査 ・ 既に借り入れしている学生については、増額が可能 |
| 申込先 | 各大学等の窓口 |

(3) 修学支援以外に利用できる制度

| 制度名及び概要 | 申込先 |
|---|----------------|
| ○生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付） ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20 万円以内で貸付 | 市町社会福祉協議会、労働金庫 |
| ○生活福祉資金貸付金（教育支援資金） ・ 低所得世帯を対象として、大学等に就学するために必要な経費について、無利子・月 6.5 万円以内で貸付 | 市町社会福祉協議会 |
| ○母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金） ・ ひとり親家庭の児童等が、進学又は修学するために必要な資金として無利子・一時金 59 万円以内、月 18.3 万円以内で貸付 ※学校種別、学年、通学条件及び保護者の所得によって異なる。 | 各市町福祉担当課 |
| ○特別定額給付金（1 人 10 万円） | 各市町 |

2 参考

(1) 「高等教育無償化プロジェクト FREE」の調査

- 実施期間 令和 2 年 4 月 9 日～27 日
- 回答数 全国の大学・短大・専門学校等の学生 約 1,200 人
- 主な集計結果

| | |
|---------------------------|---------|
| ・ 大学等をやめることを少し考える 15.5% | } 20.3% |
| ・ 大学等をやめることを大いに考える 4.8% | |
| ・ アルバイト収入が減った・無くなった 68.3% | |

(2) 国の検討状況

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 政府与党案 | 困窮学生に 10 万円(特に困窮の場合は 20 万円)の給付金支給を検討中 |
| 野党案 | 学費の半額免除や一時金 20 万円等を盛り込んだ学生支援法案を検討中 |

県内国私立大学等における主な取組状況

(5月13日現在)

| 学校名 | 実施内容 |
|-------------|---|
| 静岡大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 申請のあった学生に対する学費の支払猶予 |
| 浜松医科大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 申請のあった学生に対する学費の支払猶予 |
| 日本大学国際関係学部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に一律3万円支給（遠隔授業対応支援） ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ パソコンの無償貸与 ・ 日本大学創立130周年記念奨学金の適用（@10万円） |
| 順天堂大学保健看護学部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 学費の支払期限延長及び分納 |
| 東海大学海洋学部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に一律1万円支給（遠隔授業対応支援） ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 学費の支払期限延長 |
| 常葉大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に一律5万円支給（遠隔授業対応支援） ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 学費の支払期限延長及び分納 |
| 静岡英和学院大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 学費の支払期限延長及び分納 |
| 静岡産業大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に一律3万円支給（遠隔授業対応支援） ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ Wi-Fi ルーター、パソコンの無償貸与 ・ 延納手続期限延長（1か月）、延納手数料無料 ・ 静岡産業大学経済援助奨学金の活用 |
| 静岡福祉大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に一律5万円支給（遠隔授業対応支援） ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 学費の支払期限延長及び分納 |
| 静岡理工科大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ Wi-Fi ルーター無償貸与 ・ 学費の支払期限延長 |
| 聖隷クリストファー大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ ノートパソコン貸与 ・ 学費の延納対応 ・ 学内独自の奨学金の活用（前期分授業料） |
| 浜松学院大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 学費の支払期限延長 |
| 沼津工業高等専門学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内への立ち入りを原則禁止し、遠隔授業を実施 ・ 申請のあった学生に対する学費の支払猶予 |

県有施設における感染防止方針

1 県有施設の感染拡大防止対策等

(1) 再開に向けた考え方

- ・県有施設については、施設ごとに徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- ・県外からの来館者等が多く訪れる施設など、多人数の入館が見込まれる場合については、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
- ・感染が生じた施設については、速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

(2) 感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

<来館者>

- ①必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと
- ②手指の消毒設備の設置を行うこと
- ③マスクの着用等の要請を行うこと
- ④「三つの密」を徹底的に避けること
- ⑤室内の換気や人と人との距離を適切にとること
- ⑥その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

<職員>

- ①検温等による体調管理を励行すること
- ②マスク着用を励行すること
- ③勤務シフト活用による時差出勤を実施すること
- ④休憩・食事時間を分散すること
- ⑤在宅勤務を積極的活用すること
- ⑥その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

(3) 施設類型等に応じた対策

- ・別紙1「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」、別紙2「施設類型ごとの取組例」を参考とすること。

(4) 再開に当たっての留意事項

- ・県有施設が所在する市町や、指定管理者制度を導入する施設においては指定管理者等との協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。
- ・本方針を基に、施設の特異性を踏まえた、施設ごとの感染防止方針を定めること。
- ・各施設における感染防止方針については、県ホームページで公表することなどにより県民に明らかにし、その安心を確保すること。
- ・各施設における感染防止対策については、必要に応じて医師等に意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。

2 催物（イベント等）の開催における留意点

- ・全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期など、慎重な対応が必要
- ・イベント開催の可否を判断するに当たっての、当面の目安
 - ・屋内 100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
 - ・屋外 200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できること
- ・適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施した上で、開催すること
- ・イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等は、こうした交流等を極力控えることを呼びかけること
- ・ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること
- ・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること

（緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針（令和2年5月15日））

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫 (例)

| | 運動施設 (屋外) | 公園 | 映画館 公会堂 演芸場等 | 物品販売業 (スーパー等) | 博物館 美術館 図書館 | 理美容 ほか対人 サービス業 | 学校 学習塾 | 公共交通 | 飲食店 |
|-----------------|--------------------------|--------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 密接 | ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限 | | 入場人数の制限・ 滞在時間の制限 | | | 滞在時間の 制限 | 小人数で 滞在時間の 制限 | 乗車人数 制限・ 時差通勤 | 入場人数の 制限・滞在 時間の制限 |
| 密集 | 接触 スポーツの 制限 | 密の注意 喚起掲示 | 四方を 空けた 席配置 | レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等) | 四方を 空けた 席配置・ 展示配置の 工夫 | 四方を 空けた 席配置 | 四方を 空けた 席配置 | 座席間隔に 留意 | 座席間隔 に留意・ 真正面は避 ける |
| 密閉 | — | — | 頻繁な換気 (窓開け、扇風機) | | | | | | |
| 衛生 対策 その他 | スポーツ後 の飲み会等 は控える | — | マスク着用 | | | | | | |
| | | | 入場時手指衛生 | 入場時手指衛生 | こまめな 手洗い | — | 入場時 手指衛生 | — | 入場時 手指衛生 |
| | | | 共用物品・設備の消毒 (ディスプレイの利用も)、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック | | | | | | |
| | | | 従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散 | | | | | | |

【出典】緊急事態措置の維持及び緩和等に関して (令和2年5月4日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)

施設類型ごとの取組例

1 劇場、観覧場、集会場、展示場等

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること

2 博物館、美術館

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）が確保されること

【参考】付施設における対策

1 物品販売業を営む店舗

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、徹底した感染症対策を実施すること

2 飲食店

- ①個室などの密閉した部屋の使用や、多人数での使用を控えること
- ②座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ③接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること
- ④従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること

県有施設における感染防止対策（チェックリスト）

| | | | |
|---------------|------------|---|--|
| 現状のリスク評価 | 接触感染のリスク評価 | <input type="checkbox"/> 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定 <input type="checkbox"/> 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意 | |
| | 飛沫感染のリスク評価 | <input type="checkbox"/> 換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価 | |
| 基本的な留意点 | | <input type="checkbox"/> 人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安。床に立ち位置を明示するなど密にならない工夫） <input type="checkbox"/> 感染防止のための入館者の整理（密にならないように対応。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入館制限を含む） <input type="checkbox"/> 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置 <input type="checkbox"/> マスクの着用（職員及び入館者に対する周知） <input type="checkbox"/> 施設の換気（窓開け、換気扇、扇風機等） <input type="checkbox"/> 施設の消毒 | |
| 入館制限 | | <input type="checkbox"/> 入館制限を行う場合には、待機や行列の場所を確保（床に待ち位置を明示するなど、間隔を空けて密にならない工夫。館外の場合には、熱中症対策など特段の配慮） <input type="checkbox"/> 施設の面積・構造等に応じた、具体的な入館制限の基準の設定 <input type="checkbox"/> 入館制限について県民の理解が得られるよう丁寧な説明（ホームページ等での周知、当日の呼び掛けなど） <input type="checkbox"/> 事前予約制の導入など、入館者の分散化による入館制限の回避 | |
| (症状のある人の入館制限) | | <input type="checkbox"/> 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館しないように呼び掛け。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入館を制限 <input type="checkbox"/> 万一が感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入館者等の名簿を適正に管理 | |
| 共用物品・設備の消毒等 | | <input type="checkbox"/> 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする <input type="checkbox"/> 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の導入の推進 | |
| 受付窓口等 | | <input type="checkbox"/> 受付窓口など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽 | |
| トイレ | | <input type="checkbox"/> 便器内は、通常の清掃 <input type="checkbox"/> 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を実施 <input type="checkbox"/> トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示 <input type="checkbox"/> ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備 <input type="checkbox"/> ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止 | |
| 休憩スペース | | <input type="checkbox"/> 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする <input type="checkbox"/> 休憩スペースは、常時換気することに努める <input type="checkbox"/> 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒 <input type="checkbox"/> 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを実施 | |
| ゴミの廃棄 | | <input type="checkbox"/> 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る <input type="checkbox"/> ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用 <input type="checkbox"/> マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い | |
| 清掃・消毒 | | <input type="checkbox"/> 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃 <input type="checkbox"/> 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒 <input type="checkbox"/> 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃 | |
| 個々の職員の対応 | | <input type="checkbox"/> ユニフォームや衣服はこまめに洗濯 <input type="checkbox"/> 手洗いや手指消毒の徹底 <input type="checkbox"/> マスク着用を励行 | |

屋内スポーツ施設等における感染防止対策（チェックリスト）

| | | | |
|---------------|------------|---|--|
| 現状のリスク評価 | 接触感染のリスク評価 | <input type="checkbox"/> 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定 <input type="checkbox"/> 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意 | |
| | 飛沫感染のリスク評価 | <input type="checkbox"/> 換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価 | |
| 基本的な留意点 | | <input type="checkbox"/> 人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安。床に立ち位置を明示するなど密にならない工夫） <input type="checkbox"/> 感染防止のための入館者の整理（密にならないように対応。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入館制限を含む） <input type="checkbox"/> 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置 <input type="checkbox"/> マスクの着用（職員及び入館者に対する周知）ただし、運動中はマスク着用による酸欠や熱中症を防ぐため、運動強度を落とし、適宜呼吸を整えて、活動すること <input type="checkbox"/> 施設の換気（窓開け、換気扇、扇風機等） <input type="checkbox"/> 施設の消毒 <input type="checkbox"/> 1人当たりの利用時間に制限を設けるなど、通常時より短時間で利用とする。 <input type="checkbox"/> 利用者の事前の健康チェック実施の依頼（発熱、風症状の有無等） <input type="checkbox"/> 施設内での集団での騒動や飲食は控えさせる | |
| 入館制限 | | <input type="checkbox"/> 入館制限を行う場合には、待機や行列の場所を確保（床に待ち位置を明示するなど、間隔を空けて密にならない工夫。館外の場合には、熱中症対策など特段の配慮） <input type="checkbox"/> 施設の面積・構造等に応じた、具体的な入館制限の基準の設定 <input type="checkbox"/> 入館制限について県民の理解が得られるよう丁寧な説明（ホームページ等での周知、当日の呼び掛けなど） <input type="checkbox"/> 事前予約制の導入など、入館者の分散化による入館制限の回避 | |
| (症状のある人の入館制限) | | <input type="checkbox"/> 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館しないように呼び掛け。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入館を制限 <input type="checkbox"/> 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、入館者等の名簿を適正に管理 | |
| 共用物品・設備の消毒等 | | <input type="checkbox"/> 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする <input type="checkbox"/> 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の導入の推進 | |
| 受付窓口等 | | <input type="checkbox"/> 受付窓口など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽 | |
| トイレ | | <input type="checkbox"/> 便器内は、通常の清掃 <input type="checkbox"/> 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を実施 <input type="checkbox"/> トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示 <input type="checkbox"/> ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備 <input type="checkbox"/> ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止 | |
| 休憩スペース | | <input type="checkbox"/> 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする <input type="checkbox"/> 休憩スペースは、常時換気することに努める <input type="checkbox"/> 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒 <input type="checkbox"/> 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを実施 | |
| ゴミの廃棄 | | <input type="checkbox"/> 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る <input type="checkbox"/> ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用 <input type="checkbox"/> マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い | |

| | | |
|---------------|--|--|
| 清掃・消毒 | <input type="checkbox"/> 市販の界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃 <input type="checkbox"/> 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒 <input type="checkbox"/> 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃 | |
| 個々の職員の対応 | <input type="checkbox"/> ユニフォームや衣服はこまめに洗濯 <input type="checkbox"/> 手洗いや手指消毒の徹底 <input type="checkbox"/> マスク着用を励行 | |
| プール | <input type="checkbox"/> プール内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等） <input type="checkbox"/> プール内が密集しないよう適切な人数での利用 <input type="checkbox"/> 集団でのレッスン等については、当面の間、原則実施しない <input type="checkbox"/> 監視員等による利用者の体調の確認を行うこと <input type="checkbox"/> 大会等の主催者には参加者の健康状況のチェックを実施してもらうこと | |
| 体育館 | <input type="checkbox"/> すべての競技において接触を伴う行為を制限する <input type="checkbox"/> 館内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等） <input type="checkbox"/> 館内が密集しないよう適切な人数での利用 <input type="checkbox"/> 集団でのレッスン等については、当面の間、原則実施しない <input type="checkbox"/> 大会等の主催者には参加者の健康状況チェックを実施してもらうこと <input type="checkbox"/> 利用者による扉等の接触部位の消毒 <input type="checkbox"/> 施設管理者による館内の定期的な消毒 | |
| トレーニングルーム | <input type="checkbox"/> ルーム内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等） <input type="checkbox"/> 部屋が密集しないよう利用人数の制限 <input type="checkbox"/> 利用者同士の間隔（2m）をあけること <input type="checkbox"/> 利用者による運動器具の接触部位の消毒 <input type="checkbox"/> 施設管理者による室内の定期的な消毒 | |
| スタジオ等の小運動スペース | <input type="checkbox"/> スタジオ内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等） <input type="checkbox"/> 部屋が密集しないよう利用人数の制限とその明示 <input type="checkbox"/> 利用者同士の間隔（2m）をあけること <input type="checkbox"/> 集団でのレッスン等については、当面の間、原則実施しない <input type="checkbox"/> 利用者による扉等の接触部位の消毒 <input type="checkbox"/> 施設管理者による室内の定期的な消毒 | |
| ロッカールーム | <input type="checkbox"/> ルーム内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等） <input type="checkbox"/> 部屋が密集しないよう利用人数の制限とその明示 <input type="checkbox"/> 利用者同士が接触しないようロッカーの間隔をあけること <input type="checkbox"/> 利用者による扉等の接触部位の消毒 <input type="checkbox"/> 施設管理者による室内の定期的な消毒 <input type="checkbox"/> 室外での待機間隔（2m）の明示 | |
| シャワールーム | <input type="checkbox"/> ルーム内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等） <input type="checkbox"/> 部屋が密集しないよう利用人数の制限とその明示 <input type="checkbox"/> 利用者同士の間隔（2m）をあけること <input type="checkbox"/> 室外での待機間隔（2m）の明示 | |

新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について

R2.5.15 保健福祉長寿局

- 1 感染症患者発生状況（5/14 現在）
陽性者数 延べ20人
※5/2から 13 日間、市内では新たな感染症患者は発生していない
- 2 入院状況（5/14 現在）
入院中:3人 退院:16人 死亡:1人
- 3 帰国者・接触者相談センターの相談受付件数（5/14 現在）
8,572 件 ※最大1日受付件数 270件（4/20）
- 4 帰国者・接触者外来受診者数（5/14 現在）
249人
- 5 PCR 検査実施人数（5/14 現在）
1,163 人

6 PCR センターの設置 各区1ヶ所 計3ヶ所設置

| | 開設日 | 予約状況 | |
|-----|--------|------|------|
| | | 5/14 | 5/15 |
| 葵区 | 来週開設予定 | — | — |
| 駿河区 | 5/14 | 2人 | 0人 |
| 清水区 | 5/14 | 1人 | 0人 |

7 軽症者・無症状者療養先ホテルの確保 ホテル東横イン静岡駅北口 110～120室程度

<参考>

県内市町別発生状況 合計73人（5/14 現在）

◇東部 35人

| | | | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 富士宮市 | 富士市 | 熱海市 | 南伊豆町 | 長泉町 | 賀茂郡内 | 沼津市 | 下田市 |
| 10人 | 7人 | 5人 | 4人 | 3人 | 2人 | 1人 | 1人 |
| 清水町 | 松崎町 | | | | | | |
| 1人 | 1人 | | | | | | |

◇中部 23人

| | | |
|-----|------|------|
| 静岡市 | 御前崎市 | 榛原郡内 |
| 20人 | 2人 | 1人 |

◇西部 15人

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 浜松市 | 掛川市 | 菊川市 | 袋井市 |
| 7人 | 5人 | 2人 | 1人 |

令和2年2月27日策定
令和2年3月12日改正
令和2年3月27日改正
令和2年4月21日改正
令和2年5月15日改正

静岡市

新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント等の開催に関する基本方針について

国が5月14日に変更した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めるとされた。

また、静岡県が5月15日に示した静岡県実施方針においても、同様の方針が示されたところである。

これを受け、本市としては、本市が主催するイベント等の開催については、4月21日付けの基本方針を改め、特定警戒都道府県とされる8都道府県の緊急事態措置を実施すべき期限まで、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 市主催のイベント等について

- (1) 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応すること。

イベントの開催の可否を判断するにあたっては、令和2年5月14日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」に従い、

- ① 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ② 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2メートル)

を目安としつつ、適切な感染防止策(入場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等)が実施されることを前提に、開催すること。

また、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ参加者に対し、こうした交流等を控えることを呼びかけること。

なお、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。

さらに、参加者の名簿を作成して、連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認を行うなど、接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

(2) (1) 以外の大規模イベントについても、上記(1)を準用するとともに、比較的少人数により開催されるイベント等については、こまめな手洗い・消毒と咳エチケットの徹底、あるいは、共用品を使う際の消毒を徹底すること、さらに、体調不良の方の参加自粛を呼びかけるなど、「イベント等における感染対策のあり方の例(静岡市版)」(別添)を参考とし、感染防止の対策を徹底すること。

2 市が共催する又は実行委員会に参画するイベント等や、指定管理者が行う事業については、市の方針に準じて対応するよう関係者に要請していく。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

【イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）】

1 人が集まる場の前後を含めた適切な感染予防対策の実施

[主催者が行う内容]

- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル料などについて配慮する。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、その者が触れた場所の消毒や、接触した可能性のある者等に対して連絡先を確認するなど、適切な感染予防対策を行う。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液などにより定期的に消毒すること。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができる様な場を確保する。

[主催者が事前に参加者に周知すべき内容]

- 発熱している場合や、咳などの症状がある方の参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方の参加を認めない。
- 感染拡大している国や地域への訪問歴が14日以内にある方の参加を認めない。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を求める（例えば、「人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用する」など）。

2 クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備する。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える。）
- 共有物の適正な管理又は消毒を徹底する。

3 感染者が発生した場合の適切な対応

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状を確認する。場合によっては保健所などの公的機関に連絡できる体制を確保する。

4 その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

令和2年3月2日策定
令和2年3月12日改正
令和2年3月27日改正
令和2年5月1日改正
令和2年5月15日改正

静岡市

新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の再開について

静岡市においては、新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の休館等について、5月1日付で、施設管理者において適正な感染予防対策を講じることができない場合などには、5月31日（日）まで、施設の全部又は一部を休館等とするとした方針を示したところである。

この度、5月14日に国が示した基本的対処方針において、特定警戒都道府県の5県と静岡県を含む34県が、緊急事態措置の対象地域から解除されることになり、本市は、施設の使用制限について、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じた判断を行う地域となる。

現時点において、静岡県内は感染拡大の傾向はなく、その傾向は本市においても同様であり、さらに、PCR検査体制の拡充や軽症者用の療養ホテル等医療提供体制の充実が進んでいる。

そこで、今後は、県が各市町に参考として示した「県有施設における感染防止方針」などを準用して作成する「市有施設における感染防止方針」に基づき、所管する公共施設の特性に応じた感染防止対策チェックリストを所管部署で作成し、感染防止対策を講じる準備ができた施設から順次再開していくこととする。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

学校の臨時休業期間の終了について

令和2年5月15日
静岡市教育委員会

1. これまでの対応の整理

(1) これまでの経緯

- 3月3日 内閣総理大臣の要請を踏まえた臨時休業の開始
- 3月15日 臨時休業の終了
- 3月20日 春季休業期間の開始
- 4月7日 新学年の開始・入学式
- 4月11日 臨時休業の開始（4月26日まで）
- 4月27日 臨時休業の延長（5月10日まで）
- 5月11日 臨時休業の延長（5月31日まで）

(2) 現況の分析

①感染症の状況

- ・5月11日から31日までの臨時休業は、首都圏で一定規模の感染が続いており、特に首都圏等の特定警戒都道府県の住民の大型連休中の移動が本市に与える影響を見極めること等を目的として実施している。
- ・首都圏等の特定警戒都道府県の感染拡大状況については、一定の感染者は出つつも拡大傾向に一定の落ち着きが見られつつあり、大型連休の始めである5月2日以後、県内感染者は1例であり、当初警戒した市中や県内への感染拡大の大きな影響は確認できない。
- ・このような状況を踏まえて、5月14日には、本県に対する緊急事態宣言は解除され、県の専門家会議における分析においても、県内は最も軽度な「限定期」との認識に変更されている。

②体制の変化

- ・PCR検査体制の拡充や軽症者の療養ホテル等医療提供体制の充実が進む等、4月当初より、市民を感染症から守るための状況が改善されるとともに、市民の意識の変容も進み、マスクの常時着用や、手洗いの徹底等、日常的に衛生的な生活を実施していく習慣が広く定着しつつある。
- ・学校の受け入れ体制については、市民の篤志による消毒剤の充実等や予備費を活用した衛生用品の充実が進みつつあり、管理職・養護教諭向けのオンライン研修が5月22日までに完了する予定であるとともに、学校における新しい生活様式の標準【別添1】も整い、4月当初よりも改善が図られている。

③児童生徒の状況

- ・長期の臨時休業を経て、児童生徒、保護者の間でも学習保障に対する要望も高まっている。
- ・また、日常生活場面でも、大型連休以後から公園等に外出して活動する児童生徒が目に見えて増加し、また、悩み相談の窓口では行動制限による児童生徒の不安の高まりも見られ、児童生徒の日常生活を回復するニーズが高まっている。

2. 対応方針について

(1) 学校再開の判断

- ・市民の自粛への協力の効果もあり、当初警戒した特定警戒都道府県からの大きな影響は現時点で確認できず、また、学校の体制も来週中には一定の整備が進む見込みが立っている。
- ・このため、大型連休中の影響が最終的に確定したのち、**5月25日（月）から学校を再開**し学校における新生活様式の標準を踏まえて、可能な教育活動から実施する。
- ・学校再開後であっても、**感染症の不安を理由に登校が困難な児童生徒は出席扱いとして取り扱うことができる**こととする。このために、**家庭学習課題でのフォローや、事後的な補充的学習を行う。**

(2) 5月中の学校運営について

- ・長期の臨時休業明けに当たるため、18日（月）から22日（金）までを周知期間として、登校日等を通じて児童生徒や保護者に対して、新しい学校生活の習慣を周知するなど学校再開に向けた心構えをつくる。
- ・**25日（月）から29日（金）までは、児童生徒が学校生活のリズムに復調するための期間とするため、半日程度の授業にとどめることを原則とし、各学校が実態を踏まえて実施形態を決定する。**なお、給食は6月から開始する。

(3) 再開後の授業以外の学校生活について

- ・再開後の学校生活においては、**学校における新生活様式の標準をもとに、各学校での実態に合わせた生活様式を実施する。**
- ・部活動は、6月以降に校内において実施して差し支えないものとする。活動内容や形態については、生徒や保護者の理解が得られた活動に限定して行うものとする。

(4) 授業に必要な時間を回復するための措置について

- ・授業時間を確保するため、本年度に限り、運動会等の**学校行事の抜本的縮減を図り、できるだけ夏季休業期間の縮減や、土曜授業の実施を回避することとする。**
- ・**夏季休業期間**は、児童生徒が自分の興味関心を伸長するための体験を重ねる大きな機会であり、**市全体の標準としては、8月中におおむね3週間程度とることとし、各学校が期間を定めるものとする。**
- ・**秋季以降を想定した土曜授業の実施については、発達段階に応じて必要最小限となるよう実施する。**

(5) 再度の感染拡大に備えた措置について

- ・国内第二波については一定の変化が見えつつあるが、今後、第三波以降の感染の再拡大の可能性は全く排除できないことから、**今後も、臨時休業措置を講じざるを得ないおそれは継続する。**このため、**再度の感染拡大に備えて、より利用しやすいICT技術の活用等、家庭学習の支援体制の継続的検討を行う。**

学校における新しい生活様式の標準

※自校の実情に応じて作成し、各学級に掲示すること。
※新たな対応が必要になった場合は、内容を更新すること。

3つの密を避ける。

換気の悪い
「密閉空間」

多数が集まる
「密集場所」

間近で会話や発声をする
「密接場面」

密にならないよう、時間と心にゆとりを！！

朝、家を出る前

- 体温をはかる。発熱・かぜの症状がある場合は、登校しない。
- マスクをつけて登校する。マスクをしていない友だちがいたら教えてあげる。

家を出る・学校に着く

- 登校するときは、前後を歩く人との間を1～2メートルあけて歩く。友だち同士で交通安全を確認する。
- たくさんの人が集まっている場所には、近づかない。
- 学校に着いたら手を洗う。
- 登校前に家で体温をはかってくるのを忘れたときは、教室に行く前に職員室や保健室で体温をはかる。

・児童生徒を時間差登校させたり、校舎への出入口を複数箇所用意したりして校門や昇降口での密集を避ける。

破線の枠内は、教職員が配慮する事項

授業中

- 風が強くなければ、教室の窓を全部あけ、風が流れるようにする。
教室の窓を全部あけることができないときは、教室の四すみの窓を開け、扇風機を使うなどして、風が流れるようにする。
- 自分の席と友だちの席との間は、1～2メートルあける。
- 友だちや先生と話すときは、大きな声を出さないようにする。
- 体調が悪いときは、すぐに先生に申し出る。

・児童生徒ができるだけ向かい合わないような形で教育活動を行う。
・面積の広い特別教室を使ったり、隣の教室を同時に使ったりして、密集を減らす。
・小学校低学年に対しては、1～2メートルの間隔を実感できるような指導を行う。
・学年や学級ごとに分散登校させ、午前・午後に授業を振り分けるなど、過度に密な状況を作らない。
・大きな声を出すような活動は先送りする。
・体調の悪い児童生徒は、保健室等で体温を測り、体温や体調の具合に応じて、保健室での静養後、保護者の迎えにより帰宅させる。行動履歴や一緒に行動していた友だちを確認する。

休み時間

- 教室の窓を全部あけて、教室の空気を入れ換える。

- 人がたくさんさわる場所をさわらない。さわった後は手を洗うことを習慣にする。
- 手洗い場やトイレで並ぶときは、友だちとの間を1～2メートルあける。
- 運動場で遊んだり、教室や図書館ですごしたりするときは、友だちと密にならないようにする。
- 休み時間が終わり、教室に戻る前に、しっかりと手洗いする。

- ・特別活動などを通じて、屋外で密集せずに遊ぶ方法（縄跳びや散歩など）や屋内での過ごし方（読書、折り紙、パズルなど）を児童生徒と一緒に考える。児童生徒自ら学級のルールを決めて実行するなど、児童生徒の主体性や創意工夫を引き出し、参画意識を高める。
- ・休み時間などに密になっていないかどうかを、教職員が輪番制で見届ける。

給食の時間

- 授業が終わったら、手を洗い、給食に関係する仕事以外の場面では、自分の席に座って声を出さずに静かに待つ。
- 給食当番は、食缶などを受け取りに行く前・配膳する前に手洗いや消毒をする。
- 配ぜんする給食当番は、ビニール手袋をする。
- 給食当番が配ぜんしなくてよい物（牛乳やふりかけなど）は、自分で取りに行く。
- 給食を配ぜんしてもらうときは、4～5人ずつで取りに行く。配ぜんで並ぶときは、並んでいる友だちとの間を1～2メートルあける。
- おかわりは、先生にやってもらう。

- ・小学校1年生の配ぜんについては、当面の間、教職員が行う。
- ・給食の配ぜんに不安を持つ児童生徒の保護者に弁当持参を依頼する。
- ・食事前に、食べる量の調整は行わない。（食べ残しは、食後に食缶に戻す。）

そうじ・ごみ処理

- ほうきやバケツは、自分自身でそうじ用具置き場に取りにいたり、返しにいたりする。
- 友だちが使っているそうじ用具を、友だちから借りない。
- 鼻をかんだり、つばき（だ液）がついたりしたティッシュペーパーなどのごみを捨てるためのビニール袋を家から持ってくる。
- ティッシュペーパーなどのごみが入ったビニール袋を捨てる時は、ビニール袋の口をしばって、教室のごみ箱などに捨てる。
- 教室などのごみ袋を回収するときは、ビニール手袋をつけるか先生にやってもらう。
- そうじが終わったら、手を洗う。

- ・教室のごみ箱には、ふたをつける。

学校を出る・家に着く

- 家に帰るときは、前後を歩く人との間を1～2メートルあけて歩く。友だち同士で交通安全を確認する。
- 家に着いたら、すぐに手と顔を洗う。シャワーをあびたり、お風呂に入ったりできるならば、体を洗う。
- バランスの取れた食事をとったり、夜しっかりと寝たりして、からだを病気から守るしくみ（免疫力）を強くする。

- ・放課後、手すり・ドアノブ・スイッチ等の高頻度接触部位の消毒を行う。

国の非常事態宣言の解除を踏まえて、新しいフェーズに移りましたが、静岡市は市民に一番近い基礎自治体として、静岡市はオール静岡市役所でコロナウイルスに立ち向かっていくという決定をしました。

先ほどの保健福祉長寿局長からの報告にもありましたように、静岡市では、5月1日から、新たな感染者が発生しない日が続いており、これはひとえに、市民の皆さんの感染予防へのご協力のおかげであると思っています。本当に市民の皆さんのご協力に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これからは「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」という両立のしがたい2つを両立していくべく最大限の努力をしていくことに尽きるかと思えます。

私は、先日の定例記者会見において、新型コロナウイルス感染症対策を任されている自治体の役割は、市民の皆さんの2つの「L i f e」を守ることであると申しあげました。

1つ目のL i f eは、「生命、いのち」のL i f e、もう1つのL i f eは、「生活、くらし」のL i f eです。今年の1月から私たちのウイルスとの闘いは始まったわけではありますが、この宣言解除の日までは、どちらかという感染しない、そして感染させないという感染拡大防止に重きを置いて、全力で取り組んできたわけであります。

しかしその取組の課程の中で静岡市内の飲食店を始め、中小事業者の皆さんに休業要請をせざるを得ないなど、地域の営業活動や経済活動をストップさせることになってしまいました。これは全国的な傾向ではありますが、識者によればリーマンショック以上の経済的な打撃になっていくだろうという見立てもある中で、静岡市は暮らしを守っていかなければなりません。

今後想定される経済活動の停滞が招く失業者の増加や生活困窮者の発生をなるべく最小限にしていく努力を続けていかなければなりません。

私たちは、その観点から新型コロナウイルスの脅威から皆さんの「いのち」を守るだけでなく、地域経済の衰退という、より大きな脅威から皆さんの「暮らし」を守らなければなりません。

「いのちを守ろう、暮らしを取り戻そう」というスローガンで私たちはこれからのフェーズ臨んでいきたいと思っております。

本日、公共施設を順次再開するとともに、学校の臨時休業措置を今月の25日から段階的に解除することを発表しました。これも「暮らし」を取り戻すための一歩です。

新型コロナウイルスとの戦いはこれからも続きます。油断すればまた緊急事態を迎えてしまうかもしれません。

私も静岡市職員も、市民の2つのLifeを守るため、このウイルスと立ち向かっていく所存でありますので、市民の皆さんにも、これからも、新しい生活様式の下、感染予防を怠ることなく、日々の生活を取り戻せるよう、経済活動、社会活動を再開

していただきたいと思います。

「エール静岡」というキャッチフレーズのもと、偏見や差別ではなく、お互い助け合っ
て支えあって、そして応援をし合う。

「エール静岡」という合言葉でこれからも静岡市民とコロナウイルスとの共存に挑
戦していきたいと思っています。

市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。